5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : IWASHITA Kouji, Director of Asahikawa Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau

⑵　Classification of the products to be procured : 8

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Tokachidake urgent disaster reduction measures concrete block : 1 set

⑷　Delivery period : 20 December 2024

⑸　Delivery place : According to design specifications for a public accouncement

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

②　have Grade A or B in terms of the qualification for participating in tenders of the “sale of product” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2022・2023・2024

③　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order

④　not be currently under suspension of nomination by Director-General, Hokkaido Regional Development Bureau during the time of tender opening from time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

⑤　obtained a bid manual directly from system or the person of ordering

⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 p.m. 23 August 2024

⑻　Time limit for tender : 2 : 00 p.m. 17 September 2024

⑼　Contact point for the notice : KAKIZAKI Satoshi, Senior Officer, Contracts Division, Asahikawa Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau, 1―3―3―15, Miyamae, Asahikawa, Hokkaido, 078―8513, Japan TEL 0166―32―2379

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年７月９日

支出負担行為担当官

東京航空局長　今井　和哉

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○東空契第 229 号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　16

⑵　調達等件名及び数量　新千歳空港庁舎受配電設備製造

⑶　引渡場所　新千歳空港内

⑷　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑸　履行期間　契約締結日の翌日から令和７年３月21日まで

⑹　電子調達システム対象　本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札による参加の承諾願いを提出すること。

また、本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」のＡ又はＢ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年３月31日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑸　競争参加資格確認申請書等の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から指名停止を受けていない者であること。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　次に掲げる要件を満足する者であること。

１）次に掲げる製造納入実績（履行中のものは除く。）を有すること。

・平成21年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次に掲げる要件を満たす製造納入実績を有すること。

ａ）「高圧受配電設備」の製造納入実績を有すること。

２）対象機器に不具合が発生し、保守要員の派遣等を要請された場合24時間以内に技術者を派遣し対応できること。

３）納入機器が引き渡し後１年以内に受注者の責任に帰する原因によって故障、破損した時は、無償で修理または新品に取り替える保証体制を整えていること。

４）機器の部品等の補給体制が整備されていること。交換部品等の確保ができない場合は同等機能をもつ代替え品を補給できること。なお、機器の部品等については、引き渡し後も少なくとも22年間補給できること。

⑻　３⑵により入札説明書等を直接入手した者であること。

3　入札手続き方法等

⑴　担当部局　〒102―0074 東京都千代田区九段南１―１―15九段第二合同庁舎　東京航空局総務部契約課　ＴＥＬ03―6880―1505

⑵　入札説明書の交付方法

⒜　入札説明書等を電子調達システムにより交付する。交付期間は、本日より令和６年８月８日17時までとする。期限日以降の入手は認めないものとする。電子調達システムによる入札説明書等のダウンロード方法については、次を参照のこと。

https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/img/contract/03_koukoku_tcab_ippan_pdf/20-210107-02.pdf

⒝　やむを得ない事由により、⒜の交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記⑴に問い合わせること。受付期間は、本日より令和６年８月８日まで（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分まで（最終日は16時00分）の間とする。

⑶　競争参加資格確認申請書等の提出期限　令和６年８月９日14時00分までに必着。

⑷　入札書の提出期限

⒜　電子調達システムにより入札する場合　開札日前日の令和６年９月２日16時00分まで。

⒝　郵送等により入札書を提出する場合　開札日前日の令和６年９月２日までに必着。

⒞　持参により入札書を提出する場合　開札日時の令和６年９月３日11時00分に持参。

⑸　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/

⑹　開札日時及び場所　令和６年９月３日11時00分　東京航空局総務部契約課

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札参加者に要求される事項　開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。

⑷　競争参加資格の確認　競争参加資格確認申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。